

稲城市市庁舎放火事件検証委員会設置要綱

制定 平成27年12月10日市長決裁

(設置)

第1条 平成27年11月30日に発生した放火事件（以下「事件」という。）を受け、市役所の安全対策並びに業務上の課題等を整理し、市の正当な業務に対する不当な要求等に対して迅速・的確な対処及び被害を最小限に抑え、市民が安心して訪れ、職員が安心して業務を遂行できる環境を整えるため、稲城市市庁舎放火事件検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検証及び審議する。

- (1) 市庁舎の安全対策及び防災・危機管理対応等に関する事項
- (2) 事件からの復旧、市民及び職員等の避難及び誘導等に関する事項
- (3) 消防設備及び電気・機械設備に関する事項
- (4) 接遇及びメンタルヘルスに関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事件に相当の関係を有するものと認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長の主宰の下に、稲城市庁議規則（昭和53年稲城市規則第29号）第10条第1項に規定する部長会議委員をもって構成する。

2 前項の規定にかかわらず、副市長は、必要があると認めるときは、事件に係る職員の出席を求めることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会に副委員長を置き、総務部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(作業部会)

第6条 委員会の所掌事務を分掌させるため、作業部会を置く。

2 作業部会は、企画部課税課長及び収納課長、総務部総務契約課長、人事課長、情報管理課長及び財産管理課長、市民部市民課長及び保険年金課長、福祉部生活福祉課長、都市建設部建築保全課長、会計課長、教育部教育総務課長並びに稲城市消防本部予防課長及び防災課長をもって組織する。

3 作業部会に部会長を置き、総務部総務契約課長をもって充てる。

4 部会長は、部務を掌理し、作業部会を代表し、作業部会の経過及び結果を委員会に報告する。

5 作業部会に副部会長を置き、総務部人事課長をもって充てる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

7 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員長の同意を得て定める。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務契約課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成27年12月10日から施行する。